

## 堺市公印規則の一部を改正する規則

堺市公印規則（昭和42年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表一般公印の表保健センター用保健所長印の項管理責任者及び個数の欄及び保健センター印の項管理責任者及び個数の欄中「保健センター所次長」を「西・南・北・美原保健センターにあつては所長（各1）、堺・中・東保健センターにあつては所次長」に改め、別表専用公印の表清掃行政事務用市長印の項使用区分の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例に基づく家庭廃棄物の収集又は運搬に係る命令に関する文書

別表専用公印の表保健センター用市長印の項管理責任者及び個数の欄及び精神手帳等認印の項管理責任者及び個数の欄中「保健センター所次長」を「西・南・北・美原保健センターにあつては所長（各1）、堺・中・東保健センターにあつては所次長」に改める。

### 附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、別表一般公印の表並びに別表専用公印の表保健センター用市長印の項及び精神手帳等認印の項の改正規定は、公布の日から施行する。